令和８年 10 月 13 日

固定資産税にかかる証明書の様式等が変わりました

― 区分所有建物（マンション等）の評価証明書等を取得された方へ ―

令和８年 10 月 13 日から税務システムが「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、全国統一仕様の標準準拠システムに移行しました。これに伴い、固定資産税の運用や証明書等に係る様式が標準仕様に変更されました。区分所有建物（マンション等）の敷地となっている土地の評価額・課税標準額の記載について、以下のとおり取扱いが変更となりましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

図１　敷地（土地）の評価額・課税標準額は、令和９年度から土地１筆全体の額になります

これまで（令和８年度まで）

評価証明書等の土地の記載	
① 評価額・課税標準額 （土地１筆全体の額×持分割合）	持分額
② 税相当額	持分額

令和９年度から

これから（令和９年度から）

① 評価額・課税標準額	
土地１筆全体の額	（変更）

② 税相当額	
持分額	（変更なし）

※令和９年度からは、土地１筆全体の額に持分割合を乗じた額が、持分に相当する額です。

１　令和８年度までの敷地の評価額・課税標準額は持分額です

・図１のとおり、令和８年度までは、土地の持分評価額及び持分課税標準額を記載しています。
令和９年度の課税からは、土地１筆全体の評価額・課税標準額が記載されます。

２　証明書の見方（主な変更点）

ご覧いただくところ	内　容
持分割合	個々の持分割合を記載しています
評価額・課税標準額（土地）	令和８年度まで：持分額 令和９年度から：土地１筆全体の額

お問い合わせ先

枚方市役所　資産税課　課税・償却係　電話　072-841-1221（代表）　FAX　072-841-3039
開庁時間　　月～金曜日　９時～17 時 30 分　（祝日・休日・12 月 29 日から１月３日を除く）

区分所有